平成２３年（フ）第１３２号
長崎県佐世保市横尾町1685番地１
破産者　中里　年雄
１　決定年月日　平成23年12月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
奈良県北葛城郡上牧町桜ケ丘３丁目17番地９、前住所奈良県大和郡山市小林町183番地１　メゾンソシアＡ棟101号
破産者　細見　雅史
１　決定年月日　平成23年12月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第６９号
福岡県嘉麻市上山田1250番地88
破産者　竹内　正芳
１　決定年月日　平成23年12月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第６５７号
札幌市豊平区平岸１条22丁目２番30―201号
破産者　田島　良一
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８６号
北海道小樽市長橋３丁目１番17号
破産者　馬場　富夫
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第２０２号
埼玉県深谷市大谷405番地１
破産者　横川　貞男
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２１２号
静岡県牧之原市勝俣1643番地１
破産者　木村　　正
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２０４号
名古屋市緑区大高町字己新田163番地　メロウハウスＡ棟103号
破産者　古川　　勉
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６８９号
東京都日野市高幡673番地の２　ライオンズマンション高幡不動ガーデンテラス209
破産者　新田登志栄
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７８１号
名古屋市北区楠４丁目539番地　カレックスⅡ―202号、開始決定時の住所名古屋市北区楠５丁目409番地
破産者　嶋田鉄筋こと　嶋田　勇人
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５３０号
名古屋市千種区小松町６丁目24番地　ドエル千種２Ａ
破産者　伊藤喜代志
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５７４号
愛知県春日井市八田町５丁目６番地６、開始決定時の住所愛知県春日井市篠田町１番地23
破産者　中村　宏幸
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８４号
大阪府岸和田市池尻町483番地の３ロイヤルステート池田402号
破産者　野村　庸介
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３４６号
大阪府岸和田市三田町1724番地の１
破産者　信貴　英子（旧姓奥野）
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７７５号
鹿児島県霧島市隼人町姫城963番地４、開始決定時住所鹿児島県鹿児島市桜島小池町21番地
破産者　萩原　正志
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８８４号
鹿児島県姶良市東餅田3726番地14
破産者　村上　和雄
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２９５号
北海道名寄市西２条南８丁目17番地２
破産者　岡本さち子（旧姓堀川）
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部